

川口市卓球連盟レディース部内規

- 第 1 条 本部会は、川口市卓球連盟レディース部と呼ぶ。
この部会は、川口市卓球連盟規約第 20 条および 21 条により設置する。
- 第 2 条 本部会の事務所は川口市卓球連盟会長指定の場所に置く。
- 第 3 条 本部会は、家庭婦人が卓球を通じて心身の健康と地域社会での親睦と交流を図り、卓球技術の普及発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 競技会の開催
2. 講習会の開催
3. その他必要と認める事業
- 第 5 条 本部会の部員は、川口市卓球連盟に登録した家庭婦人をもって構成する。
- 第 6 条 本部会に次の役員を置く。
1. 部長 1名 2. 副部長 若干名 3. 幹事 若干名
- 第 7 条 本部会の部長は、川口市卓球連盟会長が役員中より、これを委嘱する。
- 第 8 条 本部会の副部長・幹事は、川口市卓球連盟会員の中から、部長の推薦により、会委嘱する。
- 第 9 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 第 10 条 部会は、部長が必要に応じて召集し、その議長は部長があたる。
- 第 11 条 部長は、部会を開催した場合は、その議事録を作成保管するとともに、その結果を理事会に報告しなければならない。
- 第 12 条 この内規の改廃は理事会において、これを決定する。

付 則

本内規は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

職務の役割

部長は、その所管事項を総括処理する。

副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

幹事は、部長の指示に基づき、それぞれの部会に属する所管事項の調査・研究・立案等部会業務に従事する。

